

第 16 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成28年12月27日(火)

熊谷市農業委員会

第16回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年12月27日(火) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年12月27日(火) 午前10時8分
- (3) 場 所 妻沼行政センター201会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について
- 議案第 5 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出に
ついて（2 a 未満）

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項 (5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第16回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、1番堀重明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、19番大澤芳明委員、2番泉二良委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第16回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1の案件につきましては、平成28年7月13日、堀重明委員、手嶋茂春委員、大里行政センターの田口主査が現地調査を行いました。その際所有農地の一部に管理の不足が見受けられましたが、その後耕耘され農地としての管理が確認できました。

経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2の案件につきましては、平成28年12月8日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センターの笠原副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3の案件につきましては、平成28年12月8日、赤石嘉孝委員、福島敬一委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4の案件につきましては、平成28年12月12日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5の案件につきましては、平成28年12月6日、森宏志委員、川田久夫委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

議 長 挙手、多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、被害防除等について、路面は既設のコンクリート舗装です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

申請のきっかけとしましては、農地法第3条の申請を計画し、所有農地を確認したところ、農地法の手続きを取らずに進入路として利用していたことが判明したため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル96枚、発電出力は22.0kwです。周囲は新設のフェンスと単管パイプ柵の計画でございます。

議案番号3は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。敷地拡張後の面積は、558.19㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけとしましては、申請人が所有農地を確認したところ、所有農地の一部を農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、鉄骨造平屋建の物置、既設1棟でございます。敷地拡張後の面積は、249.34㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけとしましては、申請人が所有農地を確認したところ、所有農地の一部を住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建の物置とカーポートが既設各1棟でございます。敷地拡張後の面積は、1,426.14㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。譲渡人と譲受人の関係はおじとおいの関係です。土地を相続したのは市外に住むおじですが、現在居住しているのはおいです。相続により農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明したため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、606.56㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。譲受人が自宅の塀の設置工事を行ったときに、宅地内に農地が残っていたことが判明したため、是正をするものです。

議案番号3は、農地区分は2種農地、農振除外は平成28年1月14日、用途変更です。建築物等は、農薬庫、農業用資材庫が既設各1棟でございます。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、宅地を含めた全体面積は、304.58㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画がございます。

議案番号5は、農地区分は2種農地、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁とのり面仕上げの計画でございます。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設のコンクリートブロック土留めの計画がございます。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のネットフェンスがございます。

議案番号8は、農地区分は甲種農地、農振除外は平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲はのり面仕上げの計画がございます。

議案番号9は、農地区分は2種農地、駐車場は1台分、敷地拡張後の面積は、190.17㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と木柵がございます。

議案番号10は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル280枚、発電出力は49.5kwです。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は、軽量鉄骨造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留めと新設のコンクリートブロック積フェンスの計画がございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

泉委員 個人住宅の長期居住者はどれくらいの年数をいうのか。

事務局 調整区域に住宅を建てる場合、開発の許可も同時に取る必要があります。開発の要件として、本人から6親等内の直系、または配偶者から3親等内で20年以上居住している者が長期居住者になります。

夏目委員 熊谷市を含め隣接市町村に居住する親族も定義にあったと思うが。

事務局 熊谷市だけでなく隣接市町村の調整区域に20年以上居住する親族も対象となります。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号863から952の90件であります。

総筆数は231筆、総面積は251,636㎡で、田は169筆190,422㎡、畑は62筆61,214㎡、賃貸借は87筆125,847㎡、使用貸借は144筆125,789㎡です。設定の期間は、3年未満が0件です。3年以上6年未満が163筆161,710㎡、6年以上が68筆89,926㎡です。設定の区分は、再設定の計画が24件101筆、90,641㎡、新規の計画が66件、130筆160,995㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人を除いた認定農業者の借り受けは、26件で75,212㎡となっております。次に農地所有適格法人の借受けですが、30件で68,142㎡となっております。

議案番号897についてですが、新規の法人による利用権設定となっておりますので、個別に説明させていただきます。議案書は25ページになります。借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、法人の構成員は熊谷市〇〇の認定農業者である、〇〇〇〇氏及び〇であり、ほか2名従業員がおります。元の個人での経営面積は、12ha超となっております。本件は、1筆のみの借受とな

りますが、今後、個人の貸借で終期を迎えるものから、徐々に法人へ移行していくとのことであります。なお、法人においてもすでに認定農業者となっております。

全体の説明に戻りまして、認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、56件で全体の約62%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは34件で108,282㎡となっております。

以上、90件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請者の氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、建築面積、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請地にあります農業用物置は、以前は申請者の宅地内にあり

ましたが、その場所に息子の住宅を建てることになりました。そのため、農機具の保管場所がなくなってしまうことから、平成25年に住宅敷地に隣接する南側の農地に農業用物置を移設し、田植機、トラクター、耕耘機などの農機具の保管場所として使用しております。今回、申請者が農地法第3条申請を計画したところ、申請地を違反で使用していたことが判明したため、是正をするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)、本案を原案のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございます。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

農業振興課主任

杉本 正代

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年12月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 大 澤 芳 明

署名委員 泉 二 良
